

平成25年度

農業環境保全事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	農林水産部農政課		担当者	森 隆		
根拠法令等						
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業		<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理	
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり		施策	農業の振興		
			小施策	自然環境の保全及び公害対策		
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	農林水産業費	項	農業費	目	園芸振興費
	事項	園芸振興育成事業費		細事項	農業環境保全事業	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	農業分野において環境に配慮した取組者に対して活動支援を行う。				
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	環境保全型農業に取り組む農業者				
	手段 (市がどのような活動をするか)	補助金を交付				
	意図 (どのような目的で事業を行うか)	環境に配慮した農業の取組を行う。				
	事業開始年度	平成23年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	事業交付件数		7件	—	
成果指標	事業取組面積 (a)		1,625 a	平成27年度		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	128	232	650	650	650
	補助金	128	232	650	650	650
	財源内訳					
	国・県支出金	64	116	325	325	325
	その他					
	一般財源	64	116	325	325	325
	要員配置状況	0.17	0.21	0.48	0.48	0.48
職員	0.17	0.21	0.48	0.48	0.48	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	6件	5件	7件	7件	7件	
成果指標の推移	313 a	579 a	1,625 a	1,625 a	1,625 a	
特筆すべき事項等	国庫事業であるが、事業見直しの対象となっている。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 国庫事業により
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 国庫事業により
効率性	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 国庫事業により
	要員配置の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 国庫事業により
有効性	成果の達成度 <input type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 国庫事業により
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 多くの生産者が、継続して取り組むことが望ましい。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 本事業が継続する間は、活用したい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	農林水産部農政課	担当者	森 隆					
事務事業名	環境保全事業							
根拠法令	環境保全型農業直接支援対策実施要綱、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	650 千円	国県支出金 325 千円	その他 千円					
		一般財源 325 千円	その他の内容					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	申請者数（人）	7人	平成27年度					
成果指標②	取組面積（a）	1,625 a	平成27年度					
補助対象者	環境保全型農業に取り組む農業者							
補助対象経費	生産費の一部							
補助対象事業・活動の内容	環境保全型農業に取組生産者に対して、面積に応じて補助金を交付する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	4千円/10a							
補助金額又は補助率の積算方法	取組面積（a）×4千円/10a							
補助を 過去3カ 年の事業 （団体） 等の 状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			127,200	100.0%	231,600	100.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		127,200	100.0%	231,600	100.0%
	支出	事業費			127,200	100.0%	231,600	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
計		0		127,200	100.0%	231,600	100.0%	
支出計/前年度支出計						182.1%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				6件		5件		
成果指標の推移①				6人		5人		
成果指標の推移②				318 a		579 a		
特記すべき事項等	① 広報、ホームページ、チラシに加え、生産者への周知を積極的に行い説明会を実施した。 ② 該当なし ③ 該当なし ④ 該当なし ⑤ 特になし ⑥ 申請件数に応じて検討する。 ⑦ 該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	地球温暖化防止、生物多様性保全に貢献しているため
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	環境保全型農業の取組は、普通栽培と比較して生産量が不安定で、管理作業に手がかかることに対する救済処置と考えられるため
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	地球温暖化防止、生物多様性保全については、市民ニーズであると考えているため
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	行政以外からの支援は考えにくいため
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	国が試算したものであるため
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	自主的に取り組まれている生産者で、事業の有無に関わらず継続されると考えられるため
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	事業対象外の作物についても、同様の取り組みをされているため
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	国が策定した事業で、類似する支援事業はないため
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	国が策定した事業であり、妥当であると考えられるため

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 国庫事業であり、継続する間は、活用したい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

環境保全型農業直接支援対策の概要



農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。

農林水産省は、平成23年度から、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を開始します。

環境保全型農業直接支払交付金

1 支援対象者

○ 次の①及び②の要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者、集落営農（農業者グループ）が支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること（注）
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

（注）共同販売経理を行っている集落営農、有機農業に取り組む農業者等については、エコファーマー認定に関する特例措置を講じることとしています。

2 支援の対象となる取組

○ 支援の対象となる取組は、以下の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組です。（①～④のいずれかの取組で可）

1 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付を組み合わせた取組

《カバークロップの作付のチェックポイント》

- ①□ 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが确实と認められること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること

「カバークロップの作付」とは・・・ 5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組

2 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ又は草生栽培を組み合わせた取組

《リビングマルチ又は草生栽培のチェックポイント》

- ①□ 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが确实と認められること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること

「リビングマルチ」とは・・・ 5割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組

「草生栽培」とは・・・ 5割低減の取組を行う園地に麦類や牧草等を作付けする取組

3 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組

《冬期湛水管理のチェックポイント》

- ①□ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置、漏水防止措置が講じられること
- ②□ 市町村等が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即して実施される取組であること

「冬期湛水管理」とは・・・ 冬期間の水田に水を張る取組

4 有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）

《有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）のチェックポイント》

- ① 化学肥料・農薬を使用していないこと（使用可能な資材についての特例あり）
- ② 遺伝子組換え技術を利用しないこと

注 ・生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認定を取得する必要がありますのでご注意ください。

《留意事項》

・農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる取組が支援の対象となります。

《支援の対象となる取組のイメージ》

	H22年度	H23年度	H24年度
5割低減 ＋ カバークロープ		カバークロープ（れんげ） → 水稻（5割低減）	注 H24年度の 支援対象
		水稻（5割低減） → カバークロープ（れんげ）	
5割低減 ＋ リビングマルチ		リビングマルチ（麦類） → 大豆（5割低減）	H23年度の 支援対象
5割低減 ＋ 冬期湛水管理		水稻（5割低減） → 冬期湛水管理	
有機農業		有機農業（水稻）	

注 年度をまたいで行われる支援対象取組については、取組の終了後に支援を行います。ただし、事前に所要の手続きが必要となる場合がありますので、お近くの農政局等へお問い合わせ下さい。

3 支援の水準

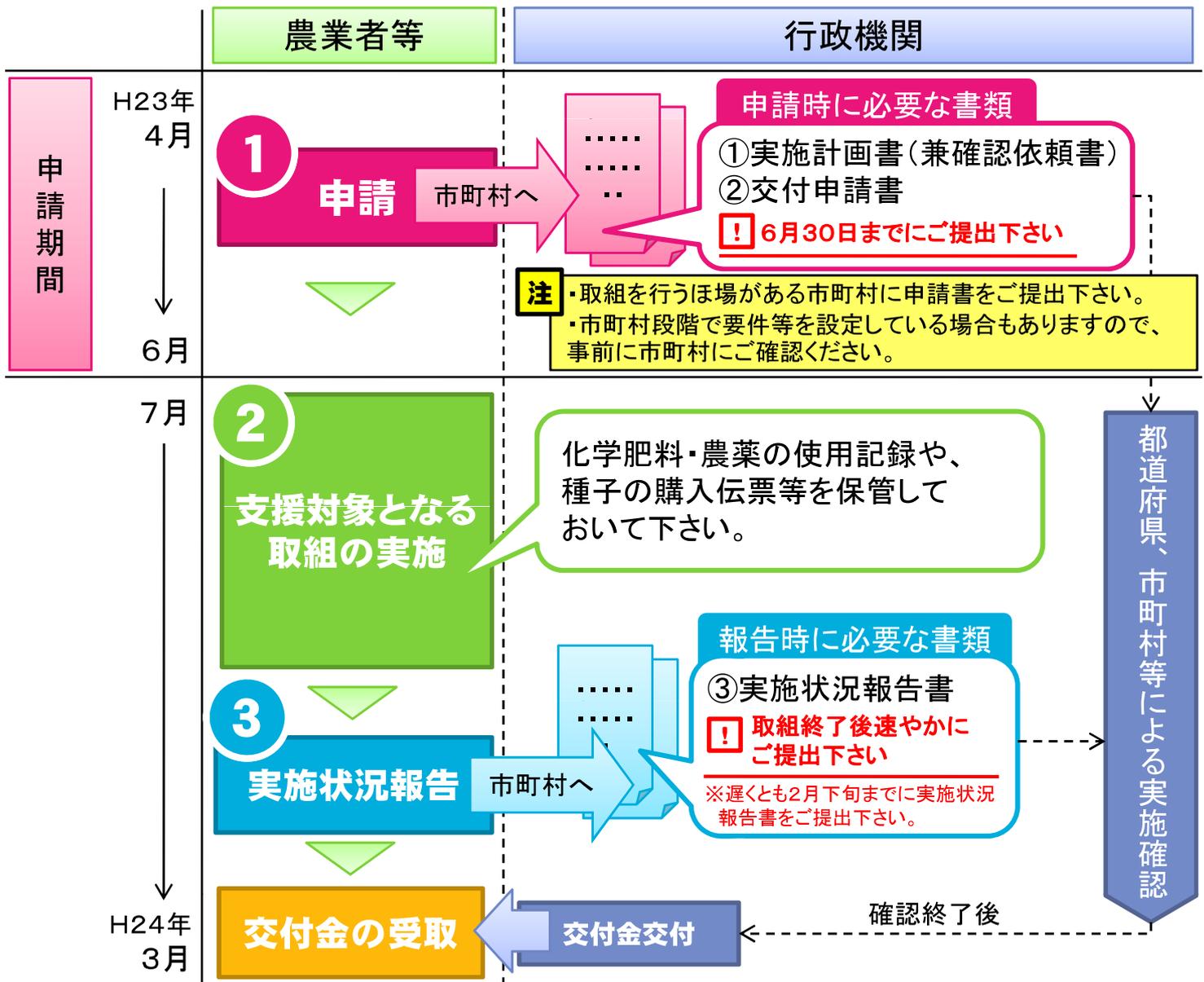
○ 国の支援単価は **4,000円／10a** です。

※ 国の支援単価は、国、地方公共団体の負担割合1：1を前提として設定しており、原則として、国は、地方公共団体による同額の負担が行われた取組に対して、交付金を交付します。

《留意事項》

- ・国からの交付金は、取組面積に応じて交付します。なお、取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です。
- ・支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ作付面積ではなく、1作分の作付面積です。

4 交付金の交付までの流れ



(参考) 先進的営農活動支援交付金

- 現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成22年度までの採択決定の実績の範囲内で、平成23年度まで支援を継続します。詳細は、お近くの農政局等へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 農政推進課	011-642-5410	近畿	近畿農政局 農産課	075-414-9021
東北	東北農政局 農産課	022-221-6179	中国四国	中国四国農政局 農産課	086-224-9411
関東	関東農政局 農産課	048-740-0408	九州	九州農政局 農産課	096-211-9368
北陸	北陸農政局 農産課	076-232-4302	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 農産課	052-223-4623			

※ 環境保全型農業直接支援対策に関する詳しい情報は以下のアドレスに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

環境保全型農業直接支払交付金実績
 (農地・水・環境保全向上営農活動支援事業)

年度	生産者数 (人)	取組面積 (a)	交付金額 (円)	備考
23	6	318	127,200	水稻、野菜
24	5	579	231,600	水稻、野菜

環境保全型農業直接支援対策実施要綱

平成23年4月1日22生産第10953号
平成23年9月1日23生産第4223号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業の持続的発展と多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図っていく必要がある。

このため、環境保全型農業に取り組む農業者に対する支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施する。

第2 対策の内容

本対策の内容は、次の1から3までのとおりとする。

1 環境保全型農業直接支払交付金

別紙1に基づき、地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、交付金を交付する。

2 先進的営農活動支援交付金

別紙2に基づき、先進的な営農活動に取り組む組織（以下「活動組織」という。）に対して地域協議会（廃止前の農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）第5により設置された地域協議会をいう。以下同じ。）が交付金を交付するために必要な経費について、地域協議会に対し、交付金を交付する。

3 環境保全型農業直接支払等推進交付金

別紙3に基づき、本対策の適正かつ円滑な実施に資するため、都道府県及び地域協議会に対し交付金を交付する。

第3 実施期間

本対策の実施期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とする（ただし、先進的営農活動支援交付金については、平成23年度限りとする。）。

第4 対策推進の基本的考え方

- (1) 環境保全に効果の高い営農活動の推進は、地球環境のみならず、地域環境の保全・向上に資する取組であることから、その推進に当たり対策の効果が十分に発揮されるよう、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担の下、密接な連携を図りつつ一体となって本対策を推進するものとする。
- (2) 本対策については、持続的な農業生産を支える取組の一環として実施する

ことから、国、地方公共団体、関係団体等は、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上が図られるよう取組を推進するものとする。

第5 助成措置

国は、予算の範囲内において、農業者、都道府県及び地域協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

第6 委任

本対策の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）の制定に伴い、旧要綱は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成22年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(別紙1)

環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の実施

1 対象農業者

農業者（法人を含む）又は集落営農（以下「農業者等」という。）であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

2 対象農地

環境保全型農業直接支払交付金の交付の算定の対象となる農地は、次のいずれかの農地とする。

- (1) 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内に存する農地
- (2) 生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。以下同じ。）内に存する農地

3 対象活動

環境保全型農業直接支払交付金の交付の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、農業者等が行う地球温暖化防止、生物多様性保全等に資する以下に掲げる取組であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロープを組み合わせた取組
- (2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチを組み合わせた取組
- (3) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培を組み合わせた取組
- (4) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組
- (5) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組
- (6) その他都道府県知事が特に必要と認める取組

4 交付単価

- (1) 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する環境保全型農業直接支払交付金に関し、3の(1)から(5)までに掲げる対象活動に係る国の交付金の10アール当たりの交付単価は、次に掲げる表中の①とする（ただし、3の(1)から(5)までの対象活動を複数組み合わせを行った場合であっても、国が交付する交付金の10アール当たりの交付単価は、4,000円とする）。また、地方公共団体が国による交付金と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②に掲げる額とする。

なお、国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

対象活動	①国の環境保全型	②国の環境保全型
------	----------	----------

	農業直接支払交付金の10アール当たりの交付単価	農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロープを組み合わせた取組	4,000円	8,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチを組み合わせた取組	4,000円	8,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培を組み合わせた取組	4,000円	8,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組	4,000円	8,000円
有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組	4,000円	8,000円

(2) 3の(6)の対象活動に関する交付単価については、生産局長が別に定める手続により設定するものとする。

第2 交付申請・交付金の交付手続等

1 交付申請

環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）をいう。以下同じ。）に対して交付申請を行うものとする。

2 実施状況の報告

申請者は、毎年度、第1の3に掲げる対象活動に関する実施状況について、

生産局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

3 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、第1の3に掲げる対象活動の実施状況について、生産局長が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の対象活動の実施状況についての確認のうち、技術的な知見を必要とする確認を、生産局長が別に定めるところにより行うものとする。
- (3) 市町村長は、都道府県知事の確認結果を踏まえ、実施状況の確認結果について、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。）に報告するものとする。
- (4) 国は、都道府県及び市町村による実施状況の確認を補完するため、必要に応じて確認を行うものとする。

4 交付金の交付

国は、毎年度、予算の範囲内において、対象活動に取り組む農業者等に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付することとする。

5 交付金の返還

国は、環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けた農業者等が、当該交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、生産局長が別に定める基準により、当該交付金の返還を命ずることができるものとする。

(別紙2)

先進的営農活動支援交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の実施

1 事業実施主体

先進的営農活動支援交付金に係る事業の実施主体は、地域協議会とする。

2 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域

先進的営農活動支援交付金の交付の対象となる地域は、環境保全を重視した農業生産の推進等により地域環境の保全を図ることを内容とした生産局長が別に定める計画が策定されている地域とする。

(2) 対象農用地

先進的営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地は、対象地域内に存する農用地であって、対象活動組織が農地・水保全管理支払交付金実施要綱別紙1第4の4に定める対象活動を実施する農用地区域内（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）の農用地とする。

3 実施方針等

地域協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、次に掲げる実施方針等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(1) 実施方針

(2) 業務方法書

4 対象活動組織

先進的営農活動支援交付金の交付の対象となる活動組織（以下「対象活動組織」という。）は、旧要綱別紙2第4の2の(1)及び(2)に基づく協定の締結及び規約の作成を行い、平成22年度までに営農活動支援交付金の交付を受けたことのある活動組織とし、平成23年度において、協定に基づき5の対象活動に取り組む活動組織とする。

5 対象活動

先進的営農活動支援交付金の対象となる活動は、協定に位置付けられた実施計画に基づき、支援の要件となる取組として生産局長が別に定めるものを実践する対象活動組織が行う活動であって、生産局長が別に定める農家がまとまりをもって先進的営農活動支援交付金の対象となる活動を実施する一団の農用地（以下「営農活動対象区域」という。）内で行う(1)又は(2)の先進的な取組（以下「先進的な取組」という。）とする。

(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資するものであって、生産局長が別に定める活動

6 交付額

(1) 対象活動組織への先進的営農活動支援交付金に係る国の交付額は次のア又はイに掲げる額のいずれか小さい額とする。

ア (2)に掲げる作物ごとの国の先進的営農活動支援交付金の交付単価に、それぞれ該当する営農活動対象区域内における先進的な取組の実施面積を乗じて得た額の合計額

イ 当該対象活動組織が平成22年度までに旧要綱別紙2第4の4の(2)の先進的営農支援に係る営農活動支援交付金について採択の決定を受けた年度当たりの額のうち国の交付金に相当する額

(2) 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する先進的営農活動支援交付金に係る国の交付金の交付単価は、次に掲げる表中の①(5の(1)の活動と(2)の活動の交付単価は同一とする。また、(1)の活動と(2)の活動を併せて行った場合の交付単価は、(1)の活動又は(2)の活動のみを行った場合の交付単価と同一とする。)とする。また、地方公共団体が国による交付金と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②に掲げる額とする。

なお、国の先進的営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

作物区分	①国の先進的営農活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	②国の先進的営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
水稻	3,000円	6,000円
麦・豆類	1,500円	3,000円
いも・根菜類	3,000円	6,000円
葉茎菜類	5,000円	10,000円
果菜類・果実的野菜	9,000円	18,000円
うち 施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000円	40,000円
果樹・茶	6,000円	12,000円
花き	5,000円	10,000円
上記の区分に該当しない作物	1,500円	3,000円

7 事務の委託

対象活動組織は、先進的営農活動支援交付金に係る事務の一部を、原則として、当該対象活動組織以外の者に委託することができるものとする。

8 実施状況の報告

対象活動組織は、毎年度、協定に定められている事項のうち、営農活動に関する事項の実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、市町村長に報告するものとする。

9 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、対象活動組織との協定に定められている事項のうち、営農活動に関する事項の実施状況について、生産局長が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の営農活動に関する事項の実施状況についての確認のうち、技術的な知見を必要とする確認を、生産局長が別に定めるところにより行うものとする。
- (3) 市町村長は、都道府県知事の確認結果を踏まえ、実施状況の確認結果について地域協議会長に報告するとともに、対象活動組織の代表者に通知するものとする。

10 先進的営農活動支援交付金の返還

先進的営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織において、協定で定められた事項が遵守されていない場合には、地域協議会長は、生産局長が別に定める基準により、先進的営農活動支援交付金の返還の措置を講ずるものとする。

11 証拠書類の保管

- (1) 地域協議会長又はその地位を承継した者は、先進的営農活動支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類を当該交付金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間保管しなければならない。
- (2) 先進的営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間経理書類を保管しなければならない。

第2 助成措置

国は、平成23年度予算の範囲内において、地域協議会が対象活動組織に対して先進的営農活動支援交付金を交付するために必要な経費につき、地域協議会に対して先進的営農活動支援交付金を交付するものとする。

第3 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

- 1 対象活動組織の代表者は、生産局長の定めるところにより、事業の実施状況を地域協議会長に報告するものとする。

- 2 地域協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、事業の実施状況等を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地域協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、国の先進的営農活動支援交付金に係る資金の収支を地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙3)

環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の仕組み

国は、本対策の円滑な推進を図るための交付確認事務等の一部を地方公共団体等に担わせることとし、予算の範囲内において、当該地方公共団体等が第2に掲げる事業の実施に必要な経費について、環境保全型農業直接支払等推進交付金(以下「推進交付金」という。)を交付する。

第2 対象事業の内容

推進交付金の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 都道府県推進事業

(1) 推進・指導

都道府県は、本対策の推進に向けて、農業者、活動組織、関係者等に対する説明会等の開催及び助言・指導を行うこととする。

(2) 技術的確認

都道府県は、毎年度、環境保全型農業直接支払交付金及び先進的営農活動支援交付金の交付対象となる取組の実施状況等について、技術的な観点から確認を行うこととする。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

2 市町村推進事業

(1) 推進・指導

市町村は、本対策の推進に向けて、農業者、活動組織、関係者等に対する説明会等の開催及び助言・指導を行うこととする。

(2) 確認事務

市町村は、毎年度、環境保全型農業直接支払交付金及び先進的営農活動支援交付金の交付対象となる取組の実施状況等について確認に係る事務を行うものとする。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

3 地域協議会推進事業

(1) 推進・指導

地域協議会は、対象活動組織の代表者等を対象に、平成23年度の先進的営農活動支援交付金の交付等に必要な事項について、説明会等の開催及び助言・指導を行うこととする。

(2) 交付事務

地域協議会は、対象活動組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象活動組織の代表者に先進的営農活動支援交付金の交付額等の通知及び当該交付金の交付に係る事務を行うものとする。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

第3 事業実施の手続

1 都道府県推進事業

都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとする場合は、都道府県推

進事業実施計画を策定し、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

2 市町村推進事業

市町村長は、市町村推進事業を実施しようとする場合は、市町村推進事業実施計画を策定し、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

3 地域協議会推進事業

地域協議会長は、地域協議会推進事業を実施しようとする場合は、地域協議会推進事業実施計画を策定し、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

第4 事業実績の報告

1 都道府県知事は、毎年度、第3の1に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 市町村長は、毎年度、第3の2に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の4月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

3 地域協議会長は、第3の3に掲げる事業の実績を平成24年5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

第5 市町村への交付

推進交付金の交付を受けた都道府県知事は、交付を受けた額のうち第3の2に掲げる事業に係る額を遅滞なく、市町村長に交付するものとする。